個人事業主・小さな会社向け

電子帳簿保存法　かんたんセルフチェック

当てはまるものに✓を付けてください。✓が付かなかった項目が、見直しの候補です。

A．電子で受け取った・送った書類（保存は義務です）

メール・ネット・クラウドで受け取った請求書や領収書、ネットでしか見られないカードやネットバンキング、水道光熱費の明細は「電子取引」に当たります。

- ☐ **1．** 電子で受け取った請求書・領収書を、紙に印刷して終わりにせず、データのまま保存している
- ☐ **2．** 保存先が１か所に決まっている（メールの受信箱・パソコンのフォルダ・クラウドに散らばっていない）
- ☐ **3．** データを書き換えられない仕組みで保存しているか、「訂正・削除をしない」社内の決まり（事務処理規程）を作って備えている
- ☐ **4．** 税務調査で求められたら、データをすぐに出せる（ダウンロードの求めに応じられる）
- ☐ **5．** 「取引日・金額・取引先」で探せる
  - └ ２年前（個人は前々年、会社は前々期）の売上が5,000万円以下で、４ができていれば、５は要りません

B．紙で受け取った書類

- ☐ **6．** 紙のレシート・領収書は、原本を保管している
  - └ 写真だけで原本を処分するには「スキャナ保存」の要件（解像度・カラー・入力の期限など）を満たす必要があります。チャットやメールで送った写真は圧縮されて要件を下回ることがあります

C．後から見られなくなるデータ

- ☐ **7．** ネットバンキングの振込の記録を、銀行を変える前・解約する前に保存している
- ☐ **8．** ETC の利用証明書を保存している（利用照会サービスで見られるのは15か月分までです）
- ☐ **9．** ネット通販の領収書を保存している（何年も遡って表示できないサイトがあります）

D．帳簿

- ☐ **10．** 会計ソフトの帳簿と、証憑（請求書・領収書）がつながっていて、仕訳から証憑をたどれる

E．2027年から始まる制度（知っておくと選べること）

- ☐ **11．** 次の制度があることを知っている
  - └ 「優良な電子帳簿」として届け出ると、後から申告漏れが分かったときの過少申告加算税が５％軽くなる
  - └ 請求書などのデータを、要件に合うシステムで帳簿へ自動で連携して保存し、事前に届け出ると、そのデータに関わる重加算税の10%の加重の対象から外れる（2027年1月1日以後に法定申告期限が来る国税から）。個人事業主は、2027年分以後の所得税で75万円の青色申告特別控除の対象になる
  - └ 使うかどうか、届出をどうするかは税務の判断です。顧問の税理士さんや税務の相談先にご確認ください

国税庁の公式のチェックシートもあります（電子取引データ保存要件チェックシート）。
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0024011-003_02.pdf

このチェック表は、マネーフォワード クラウドの公認メンバーである経理代行「まるごと経理代行」が、国税庁の資料をもとに作りました。保存の形を整える作業（証憑の保存先の一本化・帳簿と証憑のひも付け）は弊サービスでお手伝いできます。税務の判断・申告は税理士の業務のため、弊サービスでは行いません。

どうぞご自由にお使いください。

まるごと経理代行　2026年11月版